

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 2 日

各保険医療機関
各 保 険 薬 局 様

北海道国民健康保険団体連合会

査定理由詳細化に係る取組みについて

本会の審査支払業務につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月審査分から、査定理由の詳細化を図るため、現行の増減点事由記号（A～K）に加えて、査定理由内容について増減点連絡書への印字、オンライン請求用増減点CSVへの出力を点数表の解釈を拠り所とする査定内容から順次対応させていただきます。（増減点連絡書への印字例については、次頁の別紙を参照願います。）

今後とも特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

各保険医療機関担当係

各保険薬局担当係

TEL : 011-231-5161

別紙（印字例）

医療機関コード： _____

月 分 増 減 点 連 絡 書

ページ

1

医療機関名 : 医療法人

病院

御中

国民健康保険団体連合会

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
			本外		医科サンプル TEST-1422	60	00	-37	D	1	B-V	37×1	審査結果の理由等：『悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれますのでご注意ください。』
						合計	00	-37				737	700
備考													

<補正・査定後内容欄>
・ 査定の詳細な理由を印字します。

- 記号凡例
(増減点箇所)
- 11 初診
 - 12 再診
 - 13 医学管理
 - 14 在宅
 - 21 内服
 - 22 外用
 - 23 外用
 - 24 調剤
 - 25 処方
 - 26 麻酔
 - 27 調基
 - 28 投薬その他

- (増減点事由)
- 90 入院基本料
 - 92 特定入院料・その他
 - 97 食事・生活療養
標準負担額
 - 合計 (療養の給付 合計)
 - 食事 (食事療養 合計)
 - 集計 (集計誤り)

- (増減点事由)
1. 診療内容に関するもの
 - A. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応と
ならないもの
 - B. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適利・
重複となるもの
 - C. 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険
診療上適当でないもの
 - D. 告示・通知の算定要件に合致していないと認められる
もの
 - J*. 縦覧点検によるもの
 - Y*. 横覧点検によるもの
 - T*. 突合点検によるもの

2. 事務上に関するもの
 - F. 固定点数が誤っているもの
 - G. 請求点数の集計が誤っているもの
 - H. 縦計計算が誤っているもの
 - K. その他

- (補正・査定後内容)
- 突合点検
調剤を実施した薬局に係る調剤レセプトとの照合
点検により補正・査定された内容
 - 縦覧点検
複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・
査定された内容
 - 横覧点検
入院と入院外レセプトの通覧点検により補正・
査定された内容

別紙（印字例）

月分増減点連絡書（歯科）

ページ

1

医療機関コード： _____

医療機関名： _____ 診療所 _____ 御中

国民健康保険団体連合会

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
			本外		レセプト太郎_50404	13	00	-45	D	1	医管 4.5×	2	1 医管 4.5× 審査結果の理由等：「歯科治療時医療管理料について、1日につき算定ですが、算定回数についてご注意ください。」
						合計	00	-45					2,942 2,897
備考													

<補正・査定後内容欄>
・査定の詳細な理由を印字します。

記号凡例
(増減点箇所)

<入院>	39 薬剤料減点	<入院外>
11 初診	40 処置	11 初診
13 管理	50 手術	12 再診
14 在宅	54 麻酔	13 管理・リハ
21 投薬・内服	60 検査・病理	21 投薬・注射
22 投薬・屯服	70 画像診断	31 X線検査
23 投薬・外川	80 その他	41 処置・手術1
24 投薬・調剤	90 入院基本料	42 処置・手術2
26 投薬・麻酔	92 特定入院料・その他	43 処置・手術3
27 投薬・調基	97 食事療養・生活療養・標準負担額	44 処置・手術（その他）
31 注射・皮下筋肉内	合計（療養の給付合計）	54 麻酔
32 注射・静脈内	食事（食事療養 合計）	
33 注射・その他		

(増減点事由)

1. 診療内容に関するもの	2. 事務上に関するもの
61 修復・補綴1	A. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
62 修復・補綴2	B. 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
63 修復・補綴3	C. 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
64 修復・補綴（その他）	D. 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
80 全体のその他	J*. 縦覧点検によるもの
99 摘要	Y*. 横覧点検によるもの
合計（療養の給付合計）	T*. 突合点検によるもの

(補正・査定後内容)

縦覧点検	複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・査定された内容
F. 固定点数が誤っているもの	
G. 請求点数の集計が誤っているもの	
H. 縦計計算が誤っているもの	
K. その他	

月 分 増 減 点 連 絡 書

薬局コード

保険薬局名 _____ 薬局

御中

国民健康保険団体連合会

調剤 年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏 名 調剤録番号	No	調剤月口	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			本外		調剤サンプル KARITE	01	4	00	-24	D	1	時間外加算（薬剤調製料）	24	審査結果の理由等：『時間外加算（薬剤調製料）は、休日加算（薬剤調製料）と重複算定不可となりますのでご注意ください。』
						---	---	---	---			---		
						合計		00	-24			458		434
<補正・査定後内容欄> ・査定の詳細な理由を印字します。														
備考														

記 号 凡 例

(増 減 点 事 由)

1 診療内容に関するもの

- A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
- B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
- C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
- D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

- J* 縦覧点検によるもの
- Y* 横覧点検によるもの
- T* 突合点検によるもの

2 事務上に関するもの

- F 固定点数が誤っているもの
- G 請求点数の集計が誤っているもの
- H 縦計計算が誤っているもの
- K その他

(補正・査定後内容)

突合点検

処方箋を発行した医療機関のレセプトとの照合点検により
補正・査定された内容